

品川区立小山地域密着型多機能ホームならびに品川区立大井林町地域密着型多機能ホームおよび品川区立大井林町高齢者住宅指定管理者候補者の公募について

1. 趣旨

品川区立小山地域密着型多機能ホームおよび品川区立大井林町地域密着型多機能ホームは、要介護状態となった高齢者等の住み慣れた地域での生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の各サービスを提供している。

品川区立大井林町高齢者住宅は、住宅に困窮する高齢者に対し住宅を提供するとともに、当該住宅において日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供することにより、当該高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るための高齢者住宅として設置されている。

これらの施設は、開設以来指定管理者制度を導入し、指定期間満了時に非公募で選定し、更新を行ってきた。しかしながら、現指定期間の満了をもって「当初の運営期間終了後、連続して10年」を経過する（※）ことから、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」に基づき、次期指定期間の指定管理者候補者を公募する。

※品川区立小山地域密着型多機能ホームについては、前回の指定期間満了時が「当初の運営期間終了後、連続して10年」であったが、その時点では改定前の基本方針に基づき、非公募での選定を実施したため、現指定期間の満了時点で同要件に該当するものとして公募を実施する。

2. 指定管理者が管理を行う施設の概要

（1）名称

- ①品川区立小山地域密着型多機能ホーム
- ②品川区立大井林町地域密着型多機能ホームおよび品川区立大井林町高齢者住宅

（2）所在地

- ①小山七丁目14番4号
- ②東大井四丁目9番1号

（3）現指定管理期間

- ①令和4年3月1日～令和9年2月28日（5年間）
- ②令和4年6月1日～令和9年5月31日（5年間）

（4）新指定管理期間

- ①令和9年3月1日～令和14年2月29日（5年間）
- ②令和9年6月1日～令和14年5月31日（5年間）

3. 指定管理者が行う業務

【地域密着型多機能ホーム】

品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例第9条に規定する次の業務。

- (1) 同条例第3条(※)に規定するサービスの提供に関すること。

※	①小規模多機能型居宅介護	小山・大井林町
	②介護予防小規模多機能型居宅介護	小山・大井林町
	③認知症対応型共同生活介護	小山
	④介護予防認知症対応型共同生活介護	

- (2) 施設および設備の維持および修繕に関すること。

- (3) 施設および設備の使用に関すること。

- (4) 利用料金の徴収に関すること。

【高齢者住宅】

品川区立大井林町高齢者住宅条例第25条に規定する次の業務。

- (1) 高齢者住宅の保全、修繕および改良に関すること。

- (2) 生活支援サービスの提供に関すること。

- (3) 利用料金の徴収に関すること。

4. 指定管理者候補者の選定

- (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式により指定管理者候補者を選定する。

なお、2.(1)②の各施設は、一体的な運営を行うため、一つの案件として選定作業を実施する。

- (2) 選定委員会の設置

候補者の選定にあたっては、指定管理者候補者選定委員会等を設置する。

- (3) 選定基準

指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

- ① 利用者および使用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
- ② 公の施設の適切な維持管理および管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ③ 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
- ④ 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

5. 今後の予定

令和8年	2・3月	公募要項の公表 説明会の開催
	6・7月	指定管理者候補者選定予備委員会・選定委員会 開催、選定
令和9年	9月	区議会定例会にて指定管理者の指定議案提出、議決
	2月	指定管理業務の協定締結（小山）
	3月	指定管理業務開始（小山）
	5月	指定管理業務の協定締結（大井林町）
	6月	指定管理業務開始（大井林町）